

雜 錄

**ライランドウエストフアリア製鐵鋼業に於ける最近の變遷** (1928年9月27日 D. B. Z紙所載) 最近獨逸よりの情報によれば豫て係争中の獨逸ルール製鐵地方に於ける勞資間の問題も、遂に仲裁不調に終り、事業家側に於ては、ロックアウトを實行することとなりたる由、然して事業家側としては、此の場合政府に於て適當の解決を爲す事を希望して居るものと傳へらる。今此の問題が獨逸の製鐵事業に如何なる關係を有するものなるかを明にするために近着 D. B. Z紙上に表はれたる此の間の事情を下に譯載して参考に供せんとす。

先づラインランドウエストフアリア工業地帯に於て、銑鐵及素鋼の製造成績は如何なるものなるかを示さんに、

年 次	銑 鐵 1ヶ月平均生産額	素 鋼 1ヶ月平均生産額
1927 10月乃至12月	964,032 T	1,145,396 T
1928 1月乃至3月	945,196 "	1,174,645 "
1928 4月乃至6月	879,272 "	1,013,352 "
1928 7月	824,185 "	1,058,882 "
1928 8月	816,462 "	1,059,002 "

此の表で見る如く全1ヶ年に於て銑鐵は1割弱、素鋼は約1割5分の生産減退を來したものである。又た獨逸全體の鐵鋼生産は、其の8割を生産する、ラインランド・ウエストフアリアの上記の成績と略ぼ同様な關係を以て減退しておるのである。此の生産減退の主要なる原因は主として内國市場の需要の減少に基くものである。若し海外需要の増加が此の間に於て幾分の均衡を保たざりしならば、生産減退は尙更に著しきものであつたであらう。幸に鐵鋼並に各種の鐵鋼製品の輸出が今年當初の7箇月間に於て、合計292萬噸に迄達した、即1箇月平均約41萬7,000噸であつたが7月のみに就て云ふ時は46萬6,000噸に達したのである、然しながら此の輸出の順調に進んで來たことも、それに隨伴する不愉快な事情はあつた、即ち國際鋼塊組合の規定に従て、獨逸は著大なる生産超過の罰金を負擔せねばならなかつた。

外國商賣の爲めに利益計算が面白くなつて來たことは、喜ぶべきことである、然しながら近年製鐵事業の業態は漸次改善され、略ぼ收支が償ふ様になり、殊に最近に於て鐵價が上つた爲に利益を見る事が出来る様になつたからとて、内國に對する價格を、多少遞減すべしとの要求は今日の場合まだ之を實行する事は不可能である、そは製鋼業が長い間不況にあり殊に外國輸出價格の如き長い間戰前價

格以下に迄、沈下して居つた如き關係上、未だその打撃より脱することが出来ない状態にあるからである。

將來世界鐵市場の状態が獨逸の爲に如何に推移すべきやに就ては意見が區々である、樂觀論者の見る所では、主要なる鐵消費國及生産國に於ける通貨の安定、各國に於ける鐵道の建設、一般鐵鋼の需要増加等によりて益々生産は増加し、同時に販路は益々擴張さるゝことになるであろうと云ふのである、悲觀論者の云ふ所は、之に反して、世界はまだまだ満足なる状態になつておらぬのみならず、政府の政策も、順調なる經濟界の發達に對して、何時一打撃を加ふるやうなことを造り出すことなしとも限らない、且又世界鐵生産國の各自の生産能力も益々増加して需要を超過せんとしておる、又米國の製鐵業者が先頃合同して輸出組合を作つた如きは、恐らく一面歐羅巴に對して、その販路を求めんとし、かくして、他面此後減少するであらうと思はるゝ米國の國內消費に對し輸出を増加して生産上の均衡を保たしめんとも見らるゝのである、斯様に悲觀樂觀兩様の意見はあるが、兎も角、世界の鐵經濟の將來に於ける推移に就ては相常警戒を要すべきものがある。

前述の米國の事情は之を獨逸の國內關係に移して同様に考へる事が出来る、獨逸の警戒を要すべき原因は從來已に種を蒔かれたものゝ外に、今正に起らんとするものがある、即ち最近又も争議となつた賃銀及労働時間の改正問題の如きがそれである。

獨逸の鐵鋼業に對しては已に最近の鐵道運賃値上げがあり、今日又この争議の結果として新なる負擔を生ずることになれば、假令鐵價が騰貴するとも、製鐵業者に何等の利益をも齎らすものでない、茲に忘るべからざる事は獨逸は今日に於て已に非常に多額なる勞銀の負擔をなして居る事である、之を諸外國に比較して見れば何れも獨逸より遙に低き勞銀で事濟んで居る。例へば佛の製鐵事業の勞銀は、獨逸の 35% 乃至 45% ルクセンブルグは 65%、ベルギーは 60 乃至 65% である、斯様な勞銀の相違は勿論獨逸の鐵の世界に對する競争力を非常に制限するものである、今この制限を更に増加せんとする如きは實に慎重なる考慮を要すべきものである。

労働組合の最近の争議に提出したる要求は 1 時間平均 15 ペンニツヒを増給せんと云ふこととなる、此の要求を満すと云ふことは今日已に支拂はれておる勞銀を 1/7 増加すると云ふことである鐵鋼業のために今日已に支拂はれて居る勞銀は 1 ケ年 6 億金貨馬克であるが故に之に對して 1/7 増加すると云ふ事は、之を 1 週間に見て殆んど 200 萬金貨馬克を増加すると云ふことになる此の外に尙労働時間短縮制を應用する職工の範圍を擴大せんとする要求もあつて、之に従ふ時には、生産費の増加は相當多額に上るべきも、之を勘定に入れないでも尙前記の如き莫大な額に上るのである。(海外鐵鋼情報第 17 號昭和 3 年 11 月 8 日 鐵鋼協議會) 以上

**國産振興會事業概要報告書** 國産振興會解散せる記事を本誌第十號に掲載したるが茲に其經過報告を掲載す。

1. 會議に關する件 イ、總會(13 回開催) ロ、役員會(49 回開催) ハ、理事會(22 回開催) ニ、

理事委員協議會(15 回開催)。

ホ、委員會 事業委員會(20 回開催) 常務委員會(15 回開催) 調査委員會(20 回開催)。

ヘ、特別委員會 博覽會特別委員會(20 回開催) 關稅調查委員會(15 回開催) 重要産業委員會(42回開催)

2. 國產振興に關する建議及陳情に關する件 本會は創立當初屢々政府に於て國產振興に關する權威ある中央機關を設置し諸官署各公衙を督勵し本會其他民間團體等と聯絡して有效なる處置を採られたきことを建議したるに政府に於ても其の必要を認められ

イ、大正 15 年度追加豫算を以て『國產振興費目』を設定し次て

ロ、同年 6 月勅令第 160 號を以て『國產振興委員會』を設置し委員を任命して愈々國產振興の施設に着手せらるゝと共に

ハ、昭和 2 年 3 月『國產獎勵の爲めの會計法の特例に關する法律第四一號』を公布し次て同年 12 月同法の適用に關する『施行勅令第三七三號』を公布して『官廳用國產品類別表』を作製して官廳用品の國產品充用に關する方策を決定せらるゝに至れり。

ニ、議院並中央諸官廳の建築に際し自今其材料として國產品を採擇せられたきことを再度建議したるに

政府は議院建築に際しては『已むを得ざるものの外は總て國產品を使用すべし』との議決に基き目下工事を進行せられつゝあり、且つ中央諸官廳の建築に就ても議院建築同一の方針に據らるゝことゝなれり。

ホ、御即位の大禮及大嘗祭の儀典奉行の諸施設に際しても國產品を採擇せられたきことを大禮使長官に建言したるに

造營材料、用度品購入其他總て『國產品を採用』せらるゝ方針となれり。

3. 國產生産者指導に關する件 滿俺鋼特殊軌條、重要産業に對する課稅、石油原産地に於ける國產石油使用、臺灣に於ける機械灌溉等に關し夫々當局へ陳情若くは警告したる結果漸次改善せらるゝに至れり。

4. 會計法の特例に關する法律の運用に關し當局へ勸告の件 本年 6 月開催の地方長官並地方會計事務主任會議の開催を機とせられ該法律の運用を徹底せしめられたき旨を勸告したるに内務、商工大臣は其訓示中に『國產獎勵に基く國產品使用』に關する一項を加へられ全國的に一層運用實行の徹底を期せらるゝに至れり。

5. ラヂオ放送宣傳に關する件 國產愛用の主旨を一般民衆に普及宣傳上ラヂオ放送に依ることの有効適切なるを認め「逓信省電務局長」、日本放送協會の賛同を得て國產愛用に關し隨時放送し來り特に大禮記念國產振興東京博覽會の開催に際しては「國產振興講座」を設け連續放送して大に主旨の宣傳に努めたるが頗る効果ありたり。

6. 國產愛用宣傳標語揭示郵便消印に關する件 國產愛用宣傳上標語揭示郵便消印を利用することの有効なるを認め曩に本會並に各地の國產振興會より蒐集せる標語中より適切なるものを選定し速に實施使用せられたき旨を遞信當局に勸告したるに當局に於ては審査の結果下記標語揭示の郵便消印を本年 3 月 24 日(大禮記念國產振興東京博覽會當日)より全國の一二等郵便局に於て使用せられ國產愛用の主旨を一般に普及宣傳せらるるに至れり。

1. 國產第一、 2. 國産品を使ひませう。

尙將來消印の個數も漸次増加せらるることとなり。

7. 各地方主要都市に國產振興機關設置に關する件 各主要都市に於ける國產振興機關設置に關し當局並各地方有志を勸説したる結果既に大阪、京都、名古屋、神戸、郡山等には夫々國產振興機關設置せられ聯絡提携して全國的に國產運動を爲すことを得て多大の便宜を得たり。

8. 政府の諮問並答申に關する件 政府の諮問に係る重要産業振興策、官廳用品の國産品充用、國産品の使用奨励、産業行政の改善等に關する事項調査の爲め特別委員會を設けて審査したる結果を答申して當局を督勵すると共に前記事項に關し各關係方面の意見をも取纏め一括して政府の政策遂行の参考に供する所ありたり。

9. 國產臺帳發行に關する件 國產振興の要諦は國産品の世界市場に於ける位地の調査を爲すを以て急務と認め曩に國産品の基本調査を企圖し國産品種目の調査に着手し爾來多大の經費と勞力とを以て第一次調査を完了し今回之を収録して『國產臺帳』と題する菊版約 2,400 餘頁の冊子を刊行して政府、各官公署、學校、會社、商店等の参考に供すると共に希望者に頒布して一般國民に對し唯一の國產振興に關する具體的資料を供するに至れり。

10. 冊子發行に關する件 「國產振興會報告書」及「國產振興資料」(國產奨励に就て、歐米諸國の國產愛用運動、國産品奨励に關する大阪府の調査、大阪國產振興大會講演集、鮮産充用奨励運動、重要産業振興策)を隨時發行して政府、各官公署、各方面に配布して趣旨の普及宣傳に努めたるか多大の効果ありたり。

11. 講演會、博覽會の開催に關する件 一般民衆に國產愛用の主旨を徹底せしめんが爲め講演會を東京及各地に於て數 10 回開催又本會の主唱に依り東京、大阪を中心として國產振興博覽會、同汽車博覽會等の開催せられたるもの數回に及び何れも多大の効果を收め得たり。

尙大禮記念國產振興東京博覽會々期中本會の斡旋に依り『大會』を開催せられたるもの 19 團體又各地方よりの大會參列者の便を圖り旅客運賃割引證を交付したり。

12. 地方長官及内務部長招待に關する件 屢々地方長官及内務部長等の招待會を開催して國產振興機關設置其他に關し懇談を重ねたるが國產振興の主旨を地方的に徹底せしめ實行上其の齎す所の効果大なるものありたり。

**獨逸鐵鋼業爭議解決** (昭和 3 年 12 月 5 日著在伯林帝國大使館商務書記官長 井亞歷山電報)

獨逸西北部鐵鋼業ロツクアウトに關し、雇主並に組合側は共に Severing 内務大臣の仲裁に應ずる條件にて今朝各工場一齊に復業、但し仲裁條件は今週末に決定せらるる豫測なるも、改めて事件調査の都合もあるべく、自然遷延すべしとの見解もあり、各工場の生産能力は約 10 日にて完全に回復の見込。

**獨逸經濟情報** (昭和 3 月 11 月 29 日著在漢堡帝國總領事來栖三郎電報) 10 月貨物貿易は新統計採用の結果非公發表を見たるのみなるが、總額 21 億 6 千 3 百萬、入超 2 億 6 千 3 百 50 萬馬克。

産業界依然不味。鐵鋼業仲裁判決効力は第 1 審にて無効、第 2 審 (24 日) に有効の判決あり、更に上審を見るべく、別に當事者間に引續き解決方協議中、市場に對する影響未だ著しからざるも解決長引くに於ては一般經濟界の受くる打撃甚大なるべし。尙中獨鑛山業者側にては本年未滿期の勞働者契約改訂に際し、賃銀引上不同意を通告。

關稅引下法案 (本誌第 35 號電報欄「獨逸經濟情報」前段參照) は既に Reichsrat の承認を得て議會へ廻付、改正稅目數 141 にして、主として既製品に關するものなるも、別に重要なものなし。

北獨ロイド増資株主總會の承認を得、Siemens Halske 1 億馬克に増資の上、株交換に依りて Elektrische Licht und Kraft との關係を更に密ならしむべく計畫中の由なり。

金融界年末需要を氣構へ資金潤澤に、目下日貸 5 乃至 7% 株式市場鈍調、圓 1 馬克 936、物價 11 月 20 日 140.5、失業者 10 月末 67 萬 1 千に増加。

大豆 11 磅 16 志 3 片。豆油 33 磅 10 志。羽二重、越前 68 志 4 片、加賀 62 志 3 片、毛織絲 硫安不變。

鐵物輸出相場下の通り

鐵 棒	7 磅 18 志 9 片	Plates 3/16" 以上	8 磅 1 志
型鐵 Angles	7 磅 10 志 9 片	同 1/8" 以上	8 磅 7 志 6 片
同 Tees	8 磅 6 志 3 片	同 1/8"	8 磅 12 志 6 片
同 Joints	6 磅 17 志 9 片	Thomas wire rods	8 磅 2 志
條 鐵	9 磅 8 志 3 片		

**鐵管繼手輸入高稅率並輸入商** (伯國) (昭和 3 年 9 月 3 日附在リオ・デ・ジャネイロ帝國領事市毛孝三報告)

1. 輸入稅率 1 kg に付百「レイス」

1. 伯國輸入高 (鐵管、繼手及附屬品其他合計)

數量 40,198 噸 金額 27,292 コントスデレイス

1. 製造

當國に於ては製造殆ど無し。

1. 輸入商

稱 號	所 在 地
Dias Gracias & C.	Rua Visconde Inhaúma, 23 Rio de Janeiro, Brasil.
Casa Conieville & C.	Rua Alfandega, 98,
Christovao Fernandes & C.	Rua Quitandea, 173,
Fonseca Almeida & C.	Rua 1º. de Marco, 130.
Borlido Maria & C.	Rua Rosario, 55.

鐵管繼手輸入稅率取扱商竝輸入高 (亞國) (昭和 3 年 9 月 11 日附在ブエノス・アイレス帝國公使館商務書記官石井忠吉報告)

(1) 鐵管繼手取扱店

亞國に於て資本家と稱するは多くは地主にして、是等の地主は概して商工業に投資するを好まざる風あり。従つて商工業は主として外國人の掌握する處にして、而も夫々各工業國が各自國の製品賣込の爲、商社を當地に有するもの多き有様なれば、鐵管繼手の如きも英、佛、獨、米、白等の鐵工業盛なる國人が、夫々自國製品賣込の爲、當地に販賣店を有するを以て、是等の主なる取扱店を本邦製品販賣代理店に選定することは甚だデリケートの問題なるも兎に角次に重なる取扱店を列記す。

Dellazoppa, SA. Comercial, Chacabuco 167, Buenos Airis.

Agar, Crossy Co., Ltd, Paseo Colon 515, „

Walworth International Company, Paseo Colon 185, „

Boeker & Cia., Moreno 437, „

Manesmann, Belgrano 327, „

(2) 鐵管繼手輸入稅率 稅番第 927 號 鑄たる鐵管繼手、内徑 75 ミリメートル迄のもの、

査定價格、每 kg に付 0.064 金貨ペソ、

稅率、從價 32 %、

稅額、每 kg に付 0.02048 金貨ペソ、

其他の諸稅を合すれば每 kg 0.02369 金貨ペソ見當となる。

稅番第 928 號

鑄たる鐵管繼手内徑 75 ミリメートル以上のもの、

査定價格、每 kg に付 0.048 金貨ペソ、

稅率、從價 32 %、

稅額、每 kg に付 0.01536 金貨ペソ、

其他諸稅を合すれば每 kg 0.0851 金貨ペソ見當、

稅番第 929 號

鍛へたる鐵管繼手、

査定價格、每 kg に付 0.128 金貨ペソ、

稅率、從價 32%、

稅額、每 kg に付 0.04096 金貨ペソ、

其他の諸稅を合して每 kg 0.0435 金貨 ペソ見當、

稅番第 930 號

亞鉛鍍鐵管繼手、

査定價格、每 kg に付 0.16 金貨 ペソ、

稅率、從價 32%

稅額、每 kg 0.0512 金貨ペソ、諸稅を合して每 kg 0.05468 金貨ペソ見當、

稅番第 931 號

眞鍮被せ鐵管繼手、

査定價格、每 kg 0.32 金貨ペソ、

稅率、從價 32 %、

稅額、每 kg 0.1024 金貨ペソ、

諸稅を合して每 kg 0.10636 金貨ペソ見當、

(3) 鐵管繼手輸入數量及價額 亞國大藏省發行の貿易統計には特に「鐵管繼手」の項目を擧げざるに付、輸入數量及價額を知るに由なし。但し參考迄に鐵管輸入數量及價額を掲ぐれば下の通り

イ、亞鉛鍍鐵管				ボリビヤ			
1. 數量 (單位 kg)				— — 32			
	1924 年	1925 年	1926 年	加 奈 陀	15,834	36,963	1,656
獨 逸	5,378,076	8,125,391	7,366,564	致 須 國	54,503	51,297	995
白 耳 義	919,111	1,207,253	718,315	智 利	189	329	2,815
ボリビヤ	—	—	200	北米合衆國	363,126	238,845	375,744
加 奈 陀	98,956	231,016	10,350	芬 蘭	—	—	896
致 須 國	340,645	320,605	6,221	佛 國	28,510	9,436	34,670
智 利	1,180	2,064	17,594	日 本	—	1,760	—
北米合衆國	2,269,799	1,492,776	2,348,402	和 蘭	93,991	20,031	—
芬 蘭	—	—	5,600	パラグワイ	176	384	—
佛 蘭 西	189,041	58,973	216,689	英 國	731,245	874,555	727,330
日 本	—	11,000	—	瑞 西	1,517	9,659	9,239
和 蘭	587,846	125,197	—	ウルグワイ	—	—	8
パラグワイ	1,100	2,400	—	計	2,296,640	2,736,483	2,446,966
英 國	4,570,291	5,465,223	4,545,807	ロ、其他鐵管			
瑞 西	9,471	60,368	57,745	1. 數量 (單位 kg)			
ウルグワイ	—	—	59	1924 年 1925 年 1926 年			
計	14,365,516	17,102,266	15,293,538	獨 逸	7,639,162	14,766,681	19,399,870
2. 價額 (單位金貨 ペソ)				白 耳 義	997,887	4,179,067	3,951,396
1924 年 1925 年 1926 年				ブラジル	10,565	792	—
獨 逸	919,111	1,207,253	718,315	加 奈 陀	25,050	101,870	12,968
白 耳 義	147,056	193,160	114,930	致 須 國	399,673	194,433	7,549
				智 利	2,652	4,061	331

丁 抹	—	979	—	ブラジル	676	101	—
西 班 牙	—	4,000	253	加 奈 陀	3,206	13,038	1,659
北米合衆國	3,831,072	9,625,827	12,634,499	致 須 國	51,157	24,890	965
佛 國	4,046,641	6,031,378	4,727,446	智 利	257	327	21
伊 太 利	37,534	104,954	48,782	丁 抹	—	62	—
ルクセンブルク	—	31,325	—	西 班 牙	—	512	32
和 蘭	44,532	183,672	88,700	北米合衆國	465,206	1,237,444	1,229,457
パラグワイ	696	—	—	佛 國	258,492	*337,702	371,979
英 國	14,380,914	12,070,508	8,823,199	伊 太 利	5,014	11,515	4,005
瑞 典	12,033	18,614	19,367	ルクセンブルク	—	4,010	—
瑞 西	2,657	32,910	58,404	和 蘭	5,063	16,769	5,332
土 耳 其	—	84	5	パラグワイ	107	—	—
ウルグワイ	42	2,804	2,359	英 國	1,256,273	909,106	798,490
計	31,431,110	47,353,959	49,775,128	瑞 典	1,540	2,382	1,590
2. 價額 (單位金貨ペソ) *				瑞 西	158	3,905	4,795
	1924 年	1925 年	1926 年	土 耳 其	—	105	10
獨 逸	792,851	1,542,420	1,464,723	ウルグワイ	5	1,032	1,55
白 耳 義	76,083	262,702	279,452	計	2,916,085	4,368,022	4,153,664

#### (4) 亞國「鐵管繼手」工業

(1) 上段に述べたる如き従來の氣風あるに加へ、亞國には鐵及石炭の産出なき爲本品の國産品無し此點を利用して歐米各工業國は競ふて各自國品の販路を擴めんと努力しつゝあり。

**獨逸産銑鐵輸入制限撤回** (米國) (昭和 3 年 11 月 25 日著在紐育帝國大使館商務書記官原明治郎電報)

獨逸産銑鐵輸入に對して、1926 年 6 月大藏卿は同品は不當廉賣の疑ありと爲し、關稅法第 303 條又は 1921 年公布の不當廉賣防止法適用方を命じ、其後獨逸側より抗議もありたるが、結局昨年 1 月より不當廉賣に對する輸入制限を實施し來れる處、同品輸入は 1926 年中 16 萬噸なりしが、昨年は僅に 9,000 噸に減退し、價格も獨逸内外相場平均し、投賣の疑なきに至れるが爲、大藏卿は 22 日附を以て輸入制限撤回方を公布せり。

**波蘭の國際製鋼カルテル加入問題** (昭和 3 年 10 月 14 日附在波蘭帝國特命全權公使 松島肇報告)

(1) 近時歐洲國際商工業界進展の一傾向は、各國の特定工業を國際的に聯携せしめ、以て完全なるカルテルを設立するに在りたる處、波蘭に付てはボツタス其他の化學工業に關するカルテルの如きは、産出及製造額の僅少なるに依り他國の同業者と提携すべき何等の實益存せざるを以て問題となるに至らず、又當國に於て農業を除きては最大の産業たる石炭業に付ては市場の分配及價格の協定に關し歐洲各生産國間に一の協定を行ひ、一種のカルテルを組織せんとする運動行はれたるが英國の反對を受けたる爲め失敗に歸し遂に再議するに至らざりしを以て、カルテルに關する問題の



中心は當國に關する限り國際製鋼カルテル加入問題に存する次第なり。

(2) 本問題が當國に於て實際的に論議せらるゝに至りたるは、國際製鋼カルテル成立の前後よりなり。而して正式に波蘭のカルテル加入問題が交渉審議せられたるは 1926 年 8 月 巴里に於けるカルテル成立の時にして、次で同 9 月ブルツセルに於けるカルテル定款調印の時にも引續き波蘭委員の参加ありて、本加入問題の交渉ありたり。

當時波蘭加入に對する主要なる障害はカルテル定款第 14 條の生産額協定の件なり。即ち 1926 年 1 月より 3 月末に至る迄の實生産額を基礎として之を定むべしとするカルテル側の主張にして、之に依れば波蘭の生産年額は 63 萬噸となるべき處、波蘭側は之を以て將來發展の可能性を有する波蘭製鋼業に對しては過少なりとし、別箇の計算の基礎を求めたるに對し、カルテル側が之を拒絶したるに基くものなり。

前記の巴里及ブルツセルの 2 會議に参加したる波蘭委員の 1 人なるカルソー・シデレフスキ氏が 1927 年 1 月に發表したる意見書は、波蘭側主張の概要を知るに便なるを以て下に要約す。

1926 年の波蘭鐵産額は、同年の下半期に於て著しき増額ありたるにも拘らず尙戦前の 46.54% を示すのみなり。況んや其 1 月より 3 月末迄の生産は 15 萬 7,565 噸にして、之を 4 倍したる 63 萬噸は特殊の事情に依り成績面白からざりし 1926 年全體の生産に比しても尙 21% 少く、旁々以て波蘭は前記生産協定額を受諾する能はず。

尙カルテル所屬國の 1913 年 1925 年及 26 年鋼鐵生産額増加比率と波蘭の當該比率とを比較考量するときは更に波蘭の主張を了解するを得べし。

國 名	生産額(單位1,000噸)			1926年の比率(%)	
	1913年	1925年	1926年	1913年に對し	1925年に對し
獨逸	12,186	12,195	12,294	100.88	100.82
佛蘭西	6,972	7,452	8,359	119.89	112.17
白耳義	2,472	2,412	3,343	135.23	138.60
ルクセンブルグ	1,333	2,088	2,229	167.34	106.75
サル	2,076	1,572	1,707	82.23	108.59
カルテル加盟國	25,038	25,719	27,932	12.56	108.60
北米合衆國	31,800	46,128	47,703	150.00	103.41
英國	7,786	7,515	4,437	56.99	59.04
伊太利	936	1,536	1,801	192.42	117.25
露西亞	4,248	2,124	3,122	73.49	146.99
波蘭	1,620	780	754	46.54	96.67
瑞西	744	504	542	72.85	107.54
加奈陀	1,056	768	811	76.80	105.60
其他	2,152	4,252	4,618	214.59	108.61
世界産額	75,380	89,326	91,723	121.68	102.68

之を以て觀れば波蘭の最近生産額は戦前の額と相距る事最遠く、單に 1926 年の最初の 3 ヶ月のみならず、後半に於て著しき増額を見たる 1926 年全體の生産額を以てするも、生産協定額の決定の基礎となす事を得ざるを知るべし。

更に各國の 1 人當り鐵消費額の 1913 年及 25 年度比較をなすべし。

國名	1913年 kg	1925年 kg	國名	1913年 kg	1925年 kg
白耳義	283	—	塊國	60	30
獨逸	198	100	波蘭國	15	12
英吉利	196	146	北米合衆國	233	288
佛蘭西	87	—			

戦前波蘭の鐵消費量僅少なりしは、分割國が波蘭工業の發展を阻止せんとする政策を執りたるに依る。殊に舊露領に於て特に甚しく、表面軍事上の必要と稱して工場、鐵道、橋梁、運河等の建設を極度に壓迫し、最露骨に其政策を實行し、爲に今日尙文明施設の見べきものなき狀況なり。

加之世界大戰は波蘭に關しては他國より 2 箇年遅れて終了したりと云ふ事を得べく、且戦後の紙幣濫發、貨幣價值の下落、恐慌等の爲、財源窮迫し、戦時に破壊せられたる工場の再建、舊工場の改造新築等は焦眉の急なりしに拘はらず、之を行ひ得ざりしものなり。

以上の如く事態困難を極めたるも、製鐵事業は漸次進展し、1924 年の恐慌時に一時的減産を見た外、漸増の傾向を示しつつあり。其狀況下の如し。(單位噸)

1922年 998,000    1923年 1,123,000    1924年 682,000    1925年 782,000    1926年 789,000

然れども之を 1913 年の 1,620,000 噸に比すれば尙多々の距離ある上、鐵消費額も亦戦前に及ばず。

由是觀之工場の設備を更新し、交通機關を改善し、家屋新築に依りて住宅問題を緩和したる西歐諸國に比するときは、波蘭は將來鐵の消費量増加の餘地を多大に有するものにして、從て波蘭製鐵業の從來に於ける發展も亦大なるものありと云ふを得べし。

最も近き將來に於て波蘭は財政状態の改善あり次第數千基米の鐵道敷設、機關車、車輛及電車の建造橋梁、住宅、官公衙運河の築造、開鑿、河川の修築をなさざるべからざるを以て、波蘭製鐵業者は其生産品を殆ど全部國內の需要に振り向くるを得べし。是波蘭がカルテルに加入するに當りて生産協定量の計算の基礎として 1926 年 1 月より 3 月迄の生産額を採用するを肯ぜずして、カルテル規約第 14 條第 2 項の適用を要求し、カルテル加入に付特別の條件の許與を得んと欲する所以なり。

(3) 以上の聲明の直後即ち 1927 年の 2 月獨逸、チェツコ、塊國、洪國及波蘭の製鋼業者代表者は會合を行ひたるが、同會合に於ては別に具體的決議をなすに至らず、一般的に各國の輸出に關する豫想及將來の市場の分配等に付討議を行ひたるに過ぎざりしが、其席上カルテル側は (1) 中歐諸國と波蘭國間の關係を確定し、然る後レール、鋼管、及製鋼の國際カルテルと波蘭同業者との關係を協定するを要すとの意見を發表し、(2) 以上に基き塊國、洪國、及チェツク國代表者は先づ波蘭と自國との間に

各自國內販路の相互不可侵の原則を確立すべき事を提議したり。尙同會議の議長たりし獨逸代表者は單に自己の私見なりと斷りたる上、將來獨逸間に特別の協定をなし、波蘭産の鐵を獨逸に輸入する事に關しコンチンゼントを設定し得べき望ある旨を述べたり。

以上に對し波蘭側は波蘭製鐵業發展の一般的傾向を説述したる上、國際カルテルの構成員は其カルテルの發展を期せんとせば、鐵製特定生産品に付國際販賣聯合を組織せざるべからざる事及カルテルが各國輸出關係の調整をなすに當りては、各關係國の地理的關係を考量する事を要するは勿論なるに依り、海港より遠隔の地に工場を有する波蘭製鋼業者が不自然なる人爲的事情に依りて隣接國市場に輸出をなし得ずして海外市場に販路を求むるが如きは不合理なるに付、波蘭鋼の自然的市場として獨逸、露西亞及バルカン諸國を認むるを要すべき事を宣言せり。

右のバルカン地方を波蘭の自然的市場として要求したるは、從來カルテル内の會議に於て中歐殊にチェッコがバルカン地方を以て其獨占的市場となさん事を表明したるに依り、其對策として要求したるものなりと云ふ。

(4) 波蘭側とカルテル側との加入問題に關する其後の第 1 回の公式會合と稱すべきは 1927 年 3 月 5 日のジュツセルドルフに於ける會合にして、國際製鋼カルテル全部の代表者の出席を見た。

波蘭側代表者は前述の非公式會議に参加せざりし西歐側代表者に對し、改めて波蘭の製鋼業の立場を説明したる後、討議に入り、波蘭製鋼業發展に缺くべからざる要素としては 1926 年 1 月乃至 3 月の生産額をカルテル加入後の生産制限額の基礎となし得ざる事及波蘭の國內販路は無條件に波蘭の獨占となす事を先決問題とする事を説き、カルテル側之を承認すると共に、將來波蘭に與へらるべき輸出割當額は波蘭國內市場の消費増加に比例して一定額の削減をなすべしとの提案をなし、波蘭側之を拒けて會議は空しく散會せり。

(5) 第 1 回の會合は以上の如く前哨戰の如き有様なりしが、超へて 6 月 9 日第 2 回會合をルクセンブルグに於て開催せり。

以上會議の席上波蘭代表は下の提案をなしたり。

1. 波蘭は國際製鋼カルテルの規約に加入する事なく、單にカルテルと特別契約を締結すべし。
2. 前記特別契約の基礎として、波蘭製鋼業者は其國內市場に關し何等割當額等を定めらるゝ事なく全然行動の自由を保留す。
3. 特別契約に依り波蘭は其國內販路に付何等外部より侵略を受けざる保證を得るを要す。
4. 獨逸通商條約の調印に際し、波蘭製鐵業者は獨逸製鐵業者と波蘭製産の鐵の獨逸に輸入せらるべき數量を協定する爲、交渉を開始すべし。
5. 波蘭粗鋼輸出割當額は 1 年 500,000 噸となす事を要求す。

以上に對し獨逸製鋼業者及中歐側代表者側は波蘭の要求を以て過大なりとし、獨逸側は主として對獨粗鋼輸出協定量に付論議し、中歐側は波蘭と中歐諸國との間に成立せる各國領域に關する相互不侵略協定を繼續すべき事及バルカン市場に關する輸出協定をなすべき事等の對案を提出せり。

而してカルテル幹部最終的對案として提議せる處下の如し。

1. 波蘭國內市場は波蘭の獨占到委す。
2. 輸出割當額に付ては國內消費 1,000 噸の増加に比例し、500 噸の減額をなすを要す。
3. 將來締結せらるゝ事あるべき獨波通商條約中、鐵に關する事項に付ては豫め波獨製鐵業者間に協議をなし置くを要す。
4. バルカン市場に付輸出協定をなすを要す。

以上の如く會議は輸出割當額削減問題等に依り進行を阻止せられたるに依り、局面展開の爲此等問題を審議すべき特別委員會を設置する事として本會合を終れり。

(6) 以上特別委員會は 9 月 27 日 ルクゼンブルグに於て第 1 回の會合をなしたるが、波蘭委員は

- (1) 輸出割當額に關してはカルテル定款規定の輸出額に達せざる場合に於ける拂込金の支拂は之を免除せらるゝ事
- (2) 輸出割當額を超過し輸出したる場合には、罰金は之を支拂ふ事
- (3) 中歐との市場相互不可侵協約は 1 箇年之を延長すべき事を提案せり。

尙右會合の席上波蘭がカルテルに加入する事に依り、得る事あるべき利益に付ての研究行はれ結局次の如き結論に達したりと傳へらる。

1. 波蘭の加入あらばカルテルは大陸の最大製鋼國を全部包含する事となり、カルテルの權威を一層重からしむ。
2. カルテルに於てはレール・カルテル、エルマ及鋼管のサンデカに倣ひ、特定鋼製品の聯合販賣組織の計畫ある處、波蘭がカルテル外に在りて行動の自由を享有するは、強力なる競争者として組織の成立を害すべし。

然れども本會議の最重要なる議題は輸出割當額の問題にして、曩に波蘭は年額粗鋼 50,000 噸を要求したるに對し、カルテル側は年額 30,000 噸を提案せり。

之に對する波蘭側の反對理由下の如し。

波蘭が 1 年 50,000 噸の輸出割當額を求むるは、實際上直に此額を充たさんとするものに非ず。是れ本會議冒頭波蘭提案第一の拂込金免除要求を見るも明なる處、波蘭の眞意は將來露西亞市場に於ける發展の余地を存し置かんとするに過ぎず。故に波蘭は割當額として確定數字を提案するものにして、他のカルテル構成國が外國市場の吸収増大に従ひ、一定の比率に依り増額し得るの權利を有

すると大に其趣を異にするものあり。  
 且カルテル加入國は全部現在に於て戦前の生産額以上に達し居り、例へば獨逸の如きは戦前に比し40%以上の増産となり居る處、波蘭は戦前の1700,000 吨見當に對し、昨今漸く1,200,000 吨見當に達したるに過ぎず。故に波蘭は尙カルテル加入諸國と同様の發展をなしたる後同等の取扱を受くるを至當となすべし。

波蘭製鋼業の發展の限界と見る可きは、1年2000,000 吨の見當なるべく、輸出を其2割5分と見積り500,000 吨の數字を得たり。

而して今後生産増加の傾向明にして、爲替相場の安定其他經濟界復興の途に進まんか、更に生産増加の度を促進すべく、例へば鋼製品（鐵管を除く）の消費は1926年と27年とを比較するに既に約7割の激増を示し居り、若し1928年にも同案の國內消費増加ありとせんか、カルテル提案の輸出割當額削減率に依らば粗鋼300,000 吨は製品として約240,000 吨となるを以て、7割の2分の1即ち240,000 吨の3割5分たる84,000 吨を減じ、實際輸出割當額は156,000 吨のみとなるべく、以上は余りに僅少にして波蘭の承諾し得ざる處なりと云ふにあり。

又對獨逸輸出コンタンデヤンの問題に付ては、曩に樂觀的口吻を洩したる獨逸側は、次第に其態度を改め來り、波蘭側が(1)戦前に於ては上シレジアの鋼は全部獨逸市場に仕向けられたる事、(2)戦後も壽府協約に依り1922年6月15日より1925年6月15日迄の期間に於て1箇年平均245,000 吨を獨逸に輸出したる事、(3)獨逸はザール、ローレーヌ、ルクセンブルグ等に獨逸消費額の6.5%に達するコンタンデヤンを現に許可し居る事、(4)チエツコに對しては、埃、洪バルカン等の沿革的市場を尊重して獨占を許し居る事等を理由とし、蘭領シレジアより其沿革的市場たる獨領に對する輸出年額の交渉の基礎を壽府協定時代の245,000 吨に置かん事を求めたるに對し、獨逸側は單に10,000 吨乃至15,000 吨を其對案として示したるに付、兩者要求の差余りに大なる爲、何等の議論をも用ひずして已みたる次第なり。

如斯懸案解決を目的としたる特別委員會は既に第1回の會合に於て形勢本會議以上に悪化したる爲、何等具體的成果を見ずして散會の已むなきに至り、加入問題は茲に一頓挫を來せり。

(7) 然るに11月21日波蘭製鋼業者が鋼管サンデカに加入する事となりたるを以て、又々國際製鋼カルテルへの波蘭加入問題解決の希望再生するに至れり。

抑も鋼管サンデカは1926年8月創設せられたるものにして、獨、智、佛、白の製管業者及上シレジアのピスマルク製鐵所、ブダペストのマンフリツド、ワイス製鐵所を包含したるものなり。

然るに1926年の終り頃より波蘭に於ける製管業者（ピスマルクは創設時より加入）、即ちピスマルクを除けるクロレウスカ、ラウラ、ソスノヴノツエ及フツタバソコヴァの加入に付交渉開始せられたるが、サンデカ側と波蘭側とは本件に付ても生産割當額の計算の基礎を何年度の生産額に置

くべきやに付異見を有し、波蘭側は將來發展の余地を保存する様に計算の基礎を定めんとしたる爲、ワルシャ、維納、巴里、及伯林等に於て數次の會合行はれたるも容易に妥協點を發見し得ざりし次第なり。

而して以上伯林會合は 1917 年 7 月に行はれ、妥協成立に至らざりしも、交渉破裂したる次第には非ずして、寧ろ近く妥協點を發見する爲に會合を延期する事となしたる趣なりし處、果然同年 11 月 7 日より 9 日迄 ブラーグに於て行はれたる會合の席上、議長たりしレンテ氏の努力に依りて遂に妥協を見るに至り、波蘭製管業者は既加入のビスマルクと共に全部サンヂカに加入する事となり、其加入條件大綱亦併せて決定を見たり。

即ち (1) 國內市場は相互に不可侵とす、(2) 波蘭國內に付ては生産其他一切の事項に關し何等の制限をも附せざる事、(3) 輸出割當額は具體的數量を以て規定し、伸縮性を與へざる事等是なり。

超へて 11 月 21 日に至り伯林に於て最終的會合行はれ、各種の問題に付兩者の意思の完全なる一致を見たるを以て、加入協定の調印を見るに至れり。

尙此際以上加入に伴ふ各種の事項に關し波蘭製管業者相互の間に於て内部的取極行はれ、近く波蘭鋼管製造工場中央販賣所をカトヴィツェに設立する事とし、波蘭生産品(ビスマルク工場の特殊製品を除く)の波蘭及國外販賣を一手に行ひ、且サンヂカ本部との聯絡をなさしむる事となれり。

固より波蘭に於ける鋼管製造業は大なる製造能力を有するものに非ず、且サンヂカの目的とする鋼管は一定口径のものに限られ居り、従て之がカルテル加入其のものは何等波蘭の經濟上重大なる事件と云ふ事を得ず。唯々波蘭産業の一分派が全部相率ひて國際的商工業機關に加入し、殊に其加入條件が比較的波蘭に有利なりし事は頗る注目の値あり。之が因子となりて當國製鋼業が國際製鋼カルテルに加入するの交渉を圓滑ならしむべしと希待せられたり。即ち國內市場相互不可侵の原則に關し、波蘭側が獨逸を以て其歴史的市場となし、従て例外として一定量に限り獨逸に輸出をなし得ん事を求めたるに對し、獨逸側は鋼管に付てはザール、リュクザンブール、ローレンヌ等に對しても何等輸入特許を與へ居らざる事を理由として申出を拒絶したるを以て、波蘭側は本件が將來同種の交渉に際し何等先例を構成せざる事を文書に依りサンヂカ側をして公認せしめたる事及國內市場に於ける消費の増加は何等輸出割當額に變動を及ぼさざる事を認めしめたるは、製鋼カルテル加入問題解決に向つて具體的に一步を進むるものなりと稱せられたり。而して偶然にも製管サンヂカ加入協定の日は又獨波通商條約の基礎協定成立の日なりしを以て、獨波間關稅戰爭の終了も近きを豫想せしめ、兩者相俟つて本件進捗に對し大なる好影響を與ふべしと思考せられたり。

(8) 然るに其後獨波通商條約締結の交渉は遂に停頓を見るに至りたるを以て、波蘭側及カルテル側共條約交渉の終了を待つを得ずとなし、再び波蘭のカルテル加入問題の交渉をなす事となり、1928 年 3 月 7 日巴里に於て第 3 回の公式會合を見、前回に引續きて討議を行ふ事となれり。

以上會合も前回同様遂に何等の決定を見ずして終りたるが、各種事項討議の詳細を見るに、兩者共

漸く最後の主張に到達したるものゝ如く觀取せらる。即ち

(1) 輸出割當額に付ては波蘭側は會議の當初前回と同じく 500,000 噸説を固守したるが、最後に至り 350,000 噸迄讓歩したり。之に對しカルテル側は 300,000 噸説を固持して已まざりし事。

(2) 輸出割當額比例削減問題に付てはカルテル側は會議の當初前回と同じく 10,000 噸の消費増加に對し 500 噸輸出削減、即ち 2 對 1 の削減比率を主張したるが、最後に至り 1,000 噸對 333 噸、即ち 3 對 1 の比率に迄讓歩したり。之に對し波蘭側は前項(1)所述の通り輸出割當額自身に付 50,000 噸より 350,000 噸迄讓歩をなしたる以上、國內消費の増加に比例する輸出割當額削減を承諾するは、結局波蘭の輸出を根絶せんとする計畫に乗ぜらるゝに他ならずとして不承知を唱へたる事。

(3) 又カルテル側より、製鋼カルテルに波蘭の加入ある時は同時にレールの輸出に關しレール・カルテル、エルマと一の協定を結ぶべき事を要求せるに對し、波蘭側に於ては、其レール生産能力 6 年 25 萬噸あるに拘はらず、波蘭國營鐵道の 1927 年に於ける需要は僅に 8 萬噸にして、餘は之を輸出せざるべからざる状態に在る處、エルマの波蘭に與へんとする輸出割當額は云ふに足らざる程の少額なりしを以て、波蘭側は本協定の申出を拒絶したる事。

(4) バルカン市場に關する協定案に付ても近時波蘭鋼のバルカンに對する輸出は増加の一方なるを以て、波蘭側は協定を不便として之を拒絶したる事。

(9) 以上の次第にて波蘭の製鋼カルテル加入の問題に關しては、カルテルの成立時及調印時を除きて、特別に公式會合をなすこと 3 回、特別委員會を開く事 1 回、兩者代表者の非公式會合又は全然私的の會合の如きは無數なりしと謂ふも過言に非ざりし状態なるに不拘、今日尙問題の解決を見ざるは、全く其原因輸出割當額削減問題にありと謂ふを得べし。本件加入問題に關する議論の中心の變遷を見るに、之を 2 期に分つ事を得べし。即ちカルテル成立の時に當りて波蘭が加入を難しとしたる點は、生産協定制限額計算の基礎を如何にすべきやに在りたるが、第 1 回公式會合たるデュツセルドフ會合に當り、其時より現はれたる輸出割當額削減問題に議論の中心を奪はれ、數量に於て多少カルテル側の讓歩ありたるに拘らず、未解決の儘今日に及びたる次第なり。

然らば何が故に本問題が斯如重大なりやに付ては、カルテルの目的が其成立時にありては生産協定にありたるに反し、昨今販賣協定に向つて漸く變化しつゝある根本的傾向と、波蘭側が多望なる將來の利益を輸出の方面に於ても保存し置かんとする方策が衝突し居るが故なりと思考せられ居れり。

而して波蘭のカルテル加入問題は、波蘭及カルテル兩者の利害關係より見て、必ず近く積極的解決を見るべきものと一般に考へられ居るも、本年 7 月 13 日デュツセルドフに於ける特別委員會が智國のカルテル參加契約の内容を改正して新契約となす事を議決したる其内容に徴するも、未だ波蘭加入問題の解決の時期近からざるを思はしむるものあり。

波蘭カルテル共實に互讓的態度を採るに非ずむば難關突破は困難なるべしと觀測せられつゝあり。

**獨逸鐵鋼工業の賃銀爭議と雇主側の労働者解雇斷行** (昭和3年11月1日著在伯林帝國大使館商務書記官長井亞歷山電報) (昭和3年11月2日著在漢堡帝國總領事來栖三郎電報)

獨逸西北部、主として Ruhr, Westphal Bochum, Essen 地方に於ける鐵鋼製産並に加工業者團體、労働組合間に賃銀協定に關し、先月初旬紛争中の處、仲裁官任命せられ、平均5%賃銀引上調停案をなしたるが、組合側は之を承認したるも、雇主側は之を拒否し、10月31日限り罷免を宣言せり。10月30日労働大臣は更に極力調停を試みたるも、遂に前記仲裁官の調停案の拘束力を宣言するに至れり。然るに雇主側は、以上宣言は適法の手續を了せざる理由として11月1日罷免を實施せり。本日午後同地方よりの電報に依れば、其の結果失業するもの鐵鋼製産業に約12萬5,000人、同加工業10萬人、合計22萬5,000人ならんと。更に他地方に波及するや否やは尙不明なるも、經過頗る平穩なり。諸契約履行に付ては差當りサール地方及獨逸中部鐵鋼業製産品引當てられ、差支なき見込なりと。株式市場平靜なるも軟調 (以上長井商務書記官電報)

前電、西北部地方鐵鋼業爭議に關し、調停裁判所は11月1日以降1時間6フェンニツヒの賃銀引上の判決を下したるも雇主側拒否の爲31日遂に労働大臣の強制宣告を見るに至りたるが、雇主側は判決費の負擔過重を理由とし11月1日より約22萬人の労働者を解雇せり。インフレーション以後に於ける最大爭議として成行注目せられ居るも、在庫品多量なると、差當り中獨及上シレジャ地方に波及する惧無き爲、市場割合に冷靜。

(以上栖來總領事電報)

**獨逸製鋼會社の營業成績** (昭和3年10月8日附在漢堡帝國總領事來栖三郎報告)

當國最大の鐵鋼會社たる Vereinigte Stahlwerke A. G. (Düsseldorf) 資本8億馬克) は去る9月30日を以て其第3營業年度を經過したるが、今年年度及前年度に於ける石炭、コークス粗鐵及粗鋼の各4半期別生産量を比較するに下表の如し。(單位噸)

營業年度	第一4半期	第二4半期	第三4半期	第四4半期	合計
▲石炭					
1927-28	6,667,600	6,897,000	6,289,600	6,600,310	26,454,510
1926-27	6,763,568	6,664,103	6,100,130	6,553,520	26,081,321
▲コークス					
1927-28	2,309,270	2,321,001	2,301,959	2,482,610	9,414,840
1926-27	1,940,273	2,039,655	2,077,779	2,147,171	8,204,878
▲粗鐵					
1927-28	1,725,719	1,703,105	1,541,871	1,547,987	6,518,682
1926-27	1,501,262	1,559,653	1,626,336	1,663,987	6,350,649
▲粗鋼					
1927-28	1,831,538	1,842,187	1,619,150	1,652,311	6,945,186
1926-27	1,610,131	1,722,252	1,723,507	1,781,754	6,837,644

上表に依るに本年度に於ける生産量は前年度に比し更に増加し居り、就中コークスの生産に於



て然りとす。即ちコークス生産の増加量は120萬噸以上に達し、殊に第44半期に於ける生産量は從來の記録を爲すものなり。斯の如くコークス生産の増加せるは、主としてコークス製造設備の改善に俟つ所多し（最近營業を開始せる Zentral Lokerei "Nordstern" の如きは技術的設備に於ても將又生産能力に於ても世界最大のものなり）。石炭生産の増加量は約37萬噸にして、コークス生産の増加に及ぼざること遠きも、一般市場に於ける石炭賣行の減退は、其主要部分をコークス製造に振向けたるものなるべし。粗鐵及粗鋼の生産も總體に於ては前年より多少増加せるも、營業年度後半期に至り何れも其生産の激減を見たるは、主として國內市場の變化に依るものと認めらる。尙會社帳簿上に於ける鑄鑛所及精鍊所の注文高を昨年9月末に於ける夫れと比較するに、本年3月末に於ては其92.3パーセント、6月末に於ては89.4パーセントなりしが、9月末に至り激減し僅に68.1パーセントに過ぎず。又使用労働者及事務員數を見るに、夫々3月末182,014人及15,530人、6月末177,090人及15,530人9月末172,595人及15,394人にして何れも漸減の傾向を示し居れり。

**亜鉛引鐵板需給狀況** (錫蘭) (昭和3年7月20日附在コロポ帝國領事代理茂垣長作報告)

一、錫蘭に於て普通取扱はれて居る亜鉛引鐵板 (Galvanized Corrugated Plain Sheets) の寸法ワイア・ゲージ (W, G) 下の如し。

24 W.G	22 W.G	18 W.G
吋 吋	吋 吋	吋 吋
7 × 9	5 × 23	6 × 27
7 × 10	6 × 24	7 × 27
8 × 10	6½ × 36	
	7 × 26	
	8 × 26	
	8 × 30	

因に當地現在 (7月中旬) 小賣相場は一斤に付 22 W.G 物 12 留比乃至 18 留比、24 W.G 物 14 留比乃至 24 留比見當なり。當地方に對する本品の輸入國は僅に英國、白耳義及獨逸の3國のみなるが、就中英國品大部分を占め最も好評。之に次ぐは白耳義製品とす。本品に關しては從來本邦よりの輸入皆無なるのみならず、一般金屬製品に付ても其輸入額僅少なるが、當島に於ける本品の需要は漸次

増加の傾向にあるを以て、當業者の努力如何によりては將來とも賣込有望なるべし。最近2箇年に於ける本品輸入統計下の如し。

	1926年		1927年	
	數量 (所)	價額 (留比)	數量 (所)	價額 (留比)
合計	225,653	3,007,625	230,635	2,803,323
輸入國別				
英國	224,605	2,992,928	222,021	2,690,884
白耳義	575	8,102	6,707	88,735
獨逸	475	6,595	1,907	23,704

**鐵鋼國際カルテル** (通商局) 鐵鋼國際カルテルは1926年9月30日ブラッセルに於て獨逸、佛蘭西、白耳義及ルクセンブルグ關係當業者の調印を終り、10月1日より成立有效となれり。

カルテルの基礎を成せる協定全文下の如し。

第 1 條 各國は毎月粗鋼製産額 1 噸に付 1 弗を共同基金に拂込むべし。

粗鋼とはトーマス法、ベツセマー法、シーメンス法、電氣爐法又は其他の方法に依り製出せられたる凡ての粗鋼を云ふ。

前項拂込金は拂込國勘定の貸方に記入す。第 1 回拂込金の決済は本協定實施後 2 箇月以内第 2 回以後に於ては拂込翌月の 25 日迄に期限 3 箇月の手形を以て之を行ふ。

カルテル参加國中の 1 國の政府が、本條に依る拂込金の 1 部又は全部の振替に異議を唱へたる場合には、拂込は管理委員會の認許せる銀行の保證又は管理委員會により認許せられ且該諸國內に在る銀行の特別勘定への現金支拂を以て之に代ふることを得。

第 2 條 共同基金の管理は獨逸、白耳義、佛蘭西及ルクセンブルグの各協約國の指名せる 4 名の常任委員を以て構成する管理委員會に依り確保せらる。

該協約國は常任委員の不在又は故障ある場合之に代る可き副委員 2 名を指名す。

管理委員會議長は任期 1 年各國交替を以て之に當る。

本協定に特別の規定ある場合の外、管理委員會は本協定諸條規を實施し、本協定に依る監督を執行するため必要なる措置を取ることを得。

監理委員會は又共同基金への拂込金及共同基金所屬の資金の保管管理に關し凡ての權利を有す。

管理委員會に於ける投票數は各國製鐵分擔額を基礎とし之を計算す。

第 3 條 第 4 條に依る各國製鐵分擔額は、3 箇月毎に市場に於ける需要を考慮し、一定の分擔率に基き管理委員會之を決定す。該決定は當該期開始後 15 日以内に之をなすを要す。

第 4 條 各國製鐵分擔率は各國の合意に依るに非ざれば之を變更するを得ず。

粗鋼生産總額及各國の分擔額は 3 箇月毎に 4 分の 3 の多數決を以て之を決す。

各國は製鐵分擔額に比例する投票數を有するも、此場合各國の合意は参加國の中 1 箇國の反對ある場合、該反對國が 4 分の 1 以上の投票數を有する場合に於ても尙必要なる多數を構成するものとす。ザール州は獨立投票權を有せず。其投票權は佛蘭西及獨逸の間に 3 分の 1 及 3 分の 2 の割合を以て分割せらる。

第 5 條 毎月各國粗鋼製産額を調査し、其分擔額と對照す。

第 6 條 若し其 3 箇月粗鋼製産額其分擔額を超へたる國あるときは、該國は第 1 條に定むる拂込金以外に超過額に對し 1 噸に付 4 弗の料金を共同基金に納付すべし。

第 7 條 若し其 3 箇月粗鋼實産額其分擔額に満たざる國あるときは、該國は共同基金より不足額 1 噸に付 2 弗の補償を受く。

但し補償を受くべき不足額は其國の製鐵分擔額の 1 割を超ゆることを得ず。

若し前項に定むる生産不足が數期間繼續する場合に於ては、各期に於て遞減的に實不足額より 2 分

を控除し、之を以て補償請求不足額とす。  
 即ち引續き 1 割以上不足せる場合、第 2 期に於ける補償請求不足額を 3 分とし第 3 期に於ける 6 分を限度とし、以下之に倣ふ。生産不足が不可抗力に基く場合には、各生産者總會に於て多數決を以て拂戻額を議定す。

第 8 條 決算は 3 箇月毎に之を行ふ、第 5 條第 7 條に定むる科金及補償金の請求は決算後直に之を行ふことを得。

3 箇月毎に共同基金の清算を行ふ。一般經費を控除し、殘金は之を各國間に分配す。分配率の標準下の如し。

(イ) 該期に於ける實生産額、但し第 1 條に依る拂込金を超ゆることを得ず。

(ロ) 料金に依る殘金ある場合には該期に於ける製鋼分擔額

第 1 回共同基金清算期日は 1927 年 4 月 1 日とす。

第 9 條 本協定は 1931 年 4 月 1 日終了す。但し各國は 1929 年 5 月 1 日迄に 1929 年 10 月 31 日限り本協定より脱退する旨豫告を爲すことを得。脱退國以外の國も同日を以て凡ての拘束より免かるゝものとす。

第 10 條 本協定は獨逸が本協定存續期間中の輸入製鐵品に對する稅率を増加せざる事を考慮して成立せるものなれば該稅率にして増加せらるゝ場合に於ては本協定參加國は 3 箇月の豫告を以て隨時本協定を廢棄し得べく、又參加國は其政府をして課稅率に付完全なる自由を回復せしむべし。協約國中 1 國の政府にして他の協約國との間に通商條約なく、他の協約國との 1 國が其製產品を包括留保する虞ありとなし、本協定に異議を唱ふる場合に於ても、1927 年 4 月 1 日以後隨時 3 箇月の豫告を以て本協定を廢棄することを得。

前 2 項に掲ぐる何れかの理由に依り、獨逸又は佛蘭西が本協定を廢棄する場合に於ては、以上兩國は他の締約國に對する關係に於ても本協定を廢棄することを得。

他の締約國も亦此場合相互に本協定を廢棄することを得。

第 11 條 各協約國粗鋼生産分擔額は、其國の會社若くは商會 (Konzern) が他の協約國內に製造工場を經營又は所有する場合に非ざれば之を移轉するを得ず。製造工場の所有は少くも該工場の 4 割以上の株數を有することを要す。粗鋼分擔額の移轉は之を管理委員會に報告するを要す。該移轉は次期に非ざれば有效なるを得ず。又該期に於て之を實施するを要す。

第 12 條 ルクセンブルグ國が 1927 年 4 月 1 日に於て年額最低 2,360,000 噸、1929 年 4 月 1 日に於て 2,430,000 噸に相當する粗鋼分擔額を得るに到る程度に消費増加せざる場合に於ては、該國は 3 箇月の豫告を以て本協定より脱退することを得。

ルクセンブルグ國本協定より脱退する場合には、他の締約國も亦脱退することを得。

第 13 條 本協定の解釋並實行に關し締約國間に争ある場合は、義務的仲裁裁判に附す。

第 14 條 本協定加入國以外の國の歐洲製鐵業者も、本協定に加入することを得。

加入の許否は總會に於て之を決す。

(イ) 1926 年の最初の 3 箇月の産額を基礎とする場合は、多數決に依る。

(ロ) 前項以外の原則に依る場合は、全會一致を以てするを要す。

歐洲諸國粗鋼總産額が 6 箇月間 1926 年の最初の 3 箇月間より 5 分以下なりし場合には、本協定參加者は孰れも本協定の解除を求むることを得。

解除の要求は當該 6 箇月經過後 3 箇月以内に之を行ふことを要す。解除の効力は 3 箇月の豫告後に發生す。

協約國は其の粗鋼分擔額にして 6 箇月間 13,139,000 噸以下なりし場合、3 箇月の豫告を以て本協定の解除を要求することを得。解除の通告は解除後 1 箇月以内に之を爲す。

カルテル 加入各國の粗鋼生産額割當率は、先づ 1926 年 1 月乃至 3 月迄の製産額を標準（合計年産額 27,587,000 噸を標準）として先づ次の如く之を決定せり。

生産額が 27,587,000 噸を越ゆる時は 3,060 萬噸に至る迄生産増加高に對する白耳義の割當率は減じて 2.85% となることにせり。協約國の生産し得る最高額は略 3,000 萬噸（價格に見積れば約 30 億馬克）と豫想し、斯の如く定めたるものにして、生産額が 3,060 萬噸を越ゆる時は増加高に對する各國の割當率は當初の率

國名	生産額割當率	割當噸數(年額)
獨逸	43.18%	12,000,000
佛蘭西	31.19%	8,600,000
白耳義	12.26%	3,470,000
ルクセンブルク	8.12%	2,350,000
ザール	5.25%	1,550,000

「備考」(以上の數字はフランクフルター紙 12 月 2 日朝刊掲載)

に従ひ、又生産額が當初決定たる高即ち 27,587,000 噸以下に減ずるときは、各國は夫々割當率に比例して其生産額を減すべきものとす。各國の生産額割當率は一定不變なるものに非らず。必要に應じ變更することを得るも、之が爲には協約國全部の賛成あるを要し、賛否の票決に際してはザールの投票は獨、佛間に 3 分の 1 對 3 分の 2 の割合にて分配せらるゝことは規約條項に規定せるところなり。

カルテルの重要な一機關として調節金庫なるものを設け、前顯カルテル全文中に規定せられたる生産額に對する納付金及割當率超過額に對する料金の徴收並に生産不足額に對する補償金の支出等の事務を管掌せしむるの外、同金庫設立の趣旨は主として鋼材の世界市場價格を引上げんとするものにして、納付金額を 1 噸に付 1 弗と定めたるは、苟くも本事業の存立を維持するには少くとも 1 噸に付 1 弗の純益を必要とすとの豫想に基くものにして、規定の金額を納付し得ざるが如き不健全なる事業は自ら淘汰せらるゝことを豫期せり。尙規定の生産額を超過したる場合の罰則として 1 噸に付 4 弗を納付すべとしたるは、當時粗鋼 1 噸の價格 90 乃至 100 馬克なりしを以て、以上の金額を納付すれば收支相償はざることを明瞭なれば、自ら割當率の超過を防止し得べしと考へたるに因るべし。

而して調節金庫の収入は毎年約 12,500 萬馬克と豫想せられ、半年毎に其の清算を行ひ、所有金額は各國の間に其の割當率及實際の生産高を標準として分配す。其他同金庫の一の重要な任務は罷業等の際に所有金額を之に利用し得ることにより。

尙ほ本カルテル成立に至れる経緯に付き、諸般の情報を綜合し之を考察するに、(イ)佛國は戦争の結果鐵材一般の過剩に苦みつきありしが、最近各國は鐵材に對する關稅を引上げたるに加へ、大陸諸國間に於ける競争相當強かりしを以て、鐵材の輸出思はしからず、從て佛國は之が改善の途を策する爲め、銳意本協定の達成に努力する所あり、(ロ)獨逸に於ては當時佛、白に於ける「法」下落の結果海外市場に於ける需要漸く佛、白品に向ひつきあるの状況に鑑み、此種協定に關する佛國の運動に對し賛意を表する至り、(ハ)白及ルクセンブルグ側も亦製鐵業が同國の海外輸出上主要なる地位を有する關係上、海外に於ける鐵の販路を確保する意味に於て此種協定参加に反對するものにあらず。加ふるに曩に佛獨間にポツクニウム生産に關する協定の成立するあり。佛獨經濟融通の途必ずしも不可能ならざる事立證せられ、又當時歐大陸及英國に於けるレールの生産調節並價格販路に關する協定を目的とする 2 年間有効の European Rail Manufactures Association (普通略して E.R.M.A と稱す) 成立し、漸く實施の運びに至り居りたる事情もあり、旁々鐵材に關する國際カルテル必ずしも絶望ならざること明確にせられたれば、此等の狀勢に刺戟せられ本協定開始の機運熟し、前記 4 國の製鋼業者は各政府承認の下に會合協議の結果本カルテルの成立を見るに至れるものなり。然るに其の成立後半歳ならざるに、獨逸内には早くも本カルテルに於ける獨逸の地位に對し不滿の意を表するもの頻發し、同國製鋼界に相當の波瀾を捲起さんとしたるも、協定擁護論者は本カルテルの政治的及國際關係に及ぼしたる好影響を説き、甲論乙駁の裡に約 1 箇年を経てルクセンブルグに定期總會を開催することとなり、佛國側は本合同成立以來自國生産の成績に鑑み、現在よりも 10% の減少を主張し、之に反し獨逸側は其の増加を希望し、他の合同諸國は現状維持を主張せる爲、結局第 43 箇月の生産額は現在の通り協約諸國合計 7,321,750 噸)、(年産量 29,281,000 噸)、内獨逸側の生産を 3,161,000 噸(年産量 13,644,000 噸) と定め、内國需要に對する供給に對しては割當生産超過違約料噸當り 2 弗(之より先、獨逸品の同國市場供給の場合に限り、1 噸に付 2 弗に減額せられたるものなり) を全然廢止せんことを獨逸側より提議したる結果、其れを 1 弗に引下、輸出向の生産超過に對しては規約通 4 弗の料金を徴することを支持し、尙獨逸側の内國需要及輸出の割合は從前の通り 72% 及 28% の割合を維持する事となりたる結果、獨逸國內一般當業者も之に満足を與ふるに至り、殊に本總會席上本カルテルの目的達成の爲獨逸側發案になる販賣機關の設置案を認むるに至れることは、本カルテルの目的に一新面を拓きたるものにして、愈々本カルテルが隆盛を致すべきこと殆んど疑なきに至れりと謂ふを得べし。

爾後本年上半期に至るまで何等噸當噸數の變更を見ず、即ち發起者たる 4 國(獨逸、白耳義、佛蘭西及ルクセンブルグ)の割當噸數 29,287,000 噸に、新加入國中歐團(智惠古、奧太利及洪牙利)の割

當高を加算せるものなり。而して中歐團に關しては本カルテル成立當時より加入方發起團より勧誘を試みたるものにして、漸く 1927 年に入りて本カルテルに加入することとなりたるものなるが本年 6 月 26 日 Dusseldorf に於ける本カルテルの例會開催せられたるに際し、中歐團(塙、洪、智惠古)より同團を更に塙、洪、智惠古の 3 組に分たんことを提議ありたるを以て、其の分割より生ずる諸問題を攻究する爲特別の委員會を組織することとなり、且其分割に伴ひカルテル規約第 4 條を適宜改正する事に決定せり。蓋し同條規定に依れば生産割當額に付ては 4 分の 3 以上の多數を以て決定することを原則とするも、或る 1 國を除く他の諸國の一致あるに於ては、縱令當該國が 4 分の 1 以上の投票權を有する場合に於ても(各國は其の割當額に應じて一定の投票權を有す)、是等多數諸國の決定に依ることとなり居り、從て若し現行規約の下に於て中歐團が愈々分割せらるゝに於ては獨逸の Vereinigte Stahl Werke は塙の Alpine Montan Gesellschaft に對し一大勢力を有するを以て、獨逸側は事實上獨逸 2 國の投票を代表し得ることとなり、該第 4 條に存する或 1 國が他の諸國に對抗し得ざるの協定は、獨逸に對しては、實效無き結果と爲るの虞あればなり。

1927 年中獨逸の國內市場は特に販賣顯著なるものあり、此の國內市場好況の反映は同年末頃に於て更に濃厚となり、自然 1928 年第 2 の 3 箇月を起點として同國側の該品輸出増額を許可するに至れり、獨逸側は 1927 年の第 2 の 3 箇月より壓延鋼の毎月輸出數量を 225,000 噸に制限するに着手したるが、1928 年第 2 の 3 箇月には前記毎月高輸出數量を 275,000 噸に増加し、1928 年第 3 の 3 箇月間には 300,000 噸に増加せり。

1928 年上半期に至り獨逸國內市場稍々沈靜を辿らんとするの氣配見へたるに引き換へ、佛國國內市場は之に代りて活況を呈し、佛國工場は同國の粗鋼製産高を増加することを得、1927 年上半期中の 4,088,000 噸の製産高に比し、實に 4,624,000 噸の多量に達せり。佛國は獨逸側輸出制限の結果として佛國側の輸出額は合理的標準を支持し得るに至りたるのみならず、佛國々内市場の活況に促され佛國側工場の強ひて輸出市場に販路を求むるの必要を感じざるに至れり。

是等の原因に依りカルテルは市價の均衡を維持せしめ、爲之本カルテルに加入したる各國の冶金工業、否世界各國の冶金工業上憂ふべき反動は除去せらるるに至れり。

國際販賣機關に關しては既述の通りなるが、半製品及鋼竿に對する割當の問題が未だ解決するに至らず。佛蘭西側は夙に是等半製品及鋼竿に對する特別機關の創設と共に、該問題の手段方法の實現に第一步を印せんとせるも、本問題は白耳義に於て決定せるに至らず、尙ほ停頓の状態にあり。

尙ほ 1927 年終末以來重大視せられ居たる前顯新加入國たる智惠古は、好望なる國內市場を整理すると同時に、塙太利及洪牙利より更に大量の輸出を爲さざる可からず、洪牙利は今日迄輸出も爲し居らず、從つて國外に於ける低廉なる賣値に従ふの束縛も無かりしも智惠古の製鋼業者は自然の結果として更に料金の重荷を感じるに至るべく、於是乎比等諸國は本カルテル中の規約の改正を請求し其目的を達せり。

本年 7 月 13 日 Dusseldorf に於て開催せられたる聯合會に於て、1927 年 2 月 4 日智惠古國との間に締結せられたるに取極に代ふるに、1928 年 7 月 1 日より效力を有する新取極を以てする事を決定し、其の結果智惠古側は同國市場に對する供給の點に於ては完全なる自由を有することとなり、對外輸出に對しては年額 432,836 噸の割當を受くることとなり、此割當額は 1927 年に於ける同國の輸出量に相當し、今後カルテル生産總額の變更に應じ増減せらるるものなり。蓋し新取極はカルテル加入條件として國內市場に於ては完全なる自由を保有し、唯國外輸出額に對してのみ一定割當を受けむことを要望しつつありし波蘭のカルテル加入問題に對し一刺戟を與ふるものなるべし、尙ほ奧太利及洪牙利は今後各獨立國として、夫々カルテル總生産額の 1.457% 及 1.071% の割當を受くることとなれり。但し前述せる規約第 4 條の改正は遂に實現を見るに至らず、唯獨逸及奧太利は今後生産割當額に關する投票に際しては 2 箇の團體としてに非ずして、單一團體として見做され可然旨の聲明をなすに止めたり。

其の後前記協約國全部に對する新規定に於ては、割當高超過に對する料金の徴收法を改正し、7.5% 迄は 1 噸當り 1 弗、10% 迄は噸當り 2 弗、更に之を超過するときは 4 弗の料金を徴することとせり。

尙ほ本年 6 月 26 日の Dusseldorf 聯合會に於て協約國全部の一致を以て本カルテル會長たりし故 Emile Mayrisch 氏追悼（氏は本カルテル成立當初よりの會長にして、本年 3 月 5 日佛國よりルクセンブルグに歸國中、自動車事故の爲死去）の意味に於て、會長の椅子を總支配人 Aldoyse Meyers 氏に提供し、其の後任は Burbarch-Eich-Dudelage の製鋼場聯合會事務局に之を求め、而して其の任期は本年度の終り（1928 年 9 月 30 日）迄のみならず、次年度に於ても引續き留任せしむることを決議せり（本カルテル規約第 2 條第 3 項に會長は 1 年毎に加盟各國に依つて順次其の席を占むべきことと規定せることの異例とす）。

尙ほ同時に本カルテル事務局の所在地は、之をルクセンブルグとすることに決定せり。

因に英國企業者が此の大陸諸國のカルテル参加に付、今日に至るも尙ほ獨り漂然として躊躇しつつある理由のものは、大體次の如く解釋せられおれり。

1. カルテルの直接の目的は生産及海外市場に於ける競争制限に在り。原料品及原料輸入に對し、製造品の輸出を以て生命とする英國が、其最重要産業の一たる鐵鋼の海外輸出を制限せらるるが如き該カルテルに加入するは自繩自縛の結果となるべし。
2. 從來の經驗上カルテルは American Steel Corporation 又は German Coal Syndicate の例もあり、海外に在りては英國品に對し想像されたるが如く大なる壓迫を加へ得るものにあらず。
3. 過去に於ける英國産業通商發達の基礎は、個人的努力經驗の結晶なりされば英國がカルテルに加入するが如きこととならば、其美點は甚しく侵害せらるべし。
4. 英國鐵鋼業は大小會社か特種の歴史的基礎の上に群立して統一なし。

されば之を國內的に統一するは一朝一夕の問題に非ず、幾多の困難支障あるを以て、沉んや國際的カルテルに参加するが如きは不可能なり。

以上の理由に依り英國斯業者が此の大陸諸國の國際カルテルとの競争を豫期するも、之が加入は英國の採る道に非らざるやに觀測し居るものの如し。

尙ほ本カルテル加入の8箇國佛、獨、白、ルクセンブルグ、智惠古、奧太利、洪牙利、ザール（一國と見做し）の生産高の世界的地位を其の實績に徴するに、1925年に於ては世界全生産高の31%を占め、1926年には33%を、1926年には31%を占めたり。

主要製鐵所に於ける鐵鋼材生産高調 (單位噸) 商工省鑛山局

種 別	10 月 分			1 月 以 降 累 計			
	昭和3年	昭和2年	比較増減	昭和3年	昭和2年	比較増減	
銑 鐵	132,044	106,491	25,553 24%	1,249,112	1,030,949	218,164 21%	
普 通 鋼	163,925	150,410	13,515 9%	1,519,217	1,356,791	162,426 12%	
普 通 鋼 材	145,358	132,703	12,655 10%	1,348,768	1,126,341	222,427 20%	
内 譯							
販 賣 向 鋼 片	5,697	6,143	△446 △7%	35,138	57,784	△22,646 △39%	
販 賣 向 シ ー ト ー	634	—	634	6,378	540	5,838 1,081%	
鋼 板	厚 0.7 mm 以下	8,314	6,512	1,802 28%	85,489	69,772	15,717 23%
	其 他	26,645	25,454	1,191 5%	258,027	201,766	56,261 28%
棒 鋼	49,534	42,929	6,605 15%	453,178	370,649	82,529 22%	
形 鋼	26,416	18,932	7,484 40%	209,010	169,674	39,336 23%	
軌 條	14,817	20,315	△5,498 △27%	171,369	143,832	27,537 19%	
ワ イ ヤ ロ ッ ト	1,839	2,302	△463 △20%	21,879	20,839	1,040 5%	
鋼 管	5,512	4,996	516 10%	54,967	41,217	13,750 33%	
其 他	5,950	5,120	830 16%	53,333	50,268	3,065 6%	

△ 印は減

昭和3年10月中外國銑輸入高 (昭和3年12月12日銑鐵共同組合)

輸入港	横 濱	神 戸	大 阪	門 司	其 他	計	1 月 以 降 累 計
印 度	12,398	6,695	17,208	1,732	626	38,659	260,596
英 國	102	51	—	—	—	153	7,767
獨 逸	—	1,212	—	—	—	1,212	4,420
佛 國	—	—	—	—	—	—	179
白 耳 義	—	—	—	—	—	—	867





揚子	—	—	—	—	—	—	—	—*	—
龍烟	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Tata	265	—	7,450	10	—	—	—	7,725	-1,025
Burn	1,420	1,420	10,730	1,090	80	—	—	13,620	+2,435
Bengal	560	660	6,000	500	—	—	—	7,720	+ 920
Cleveland	50	—	—	10	—	—	—	60	- 230
Summerlee	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Hematite	90	—	600	—	—	—	—	690	- 80
Swedish	—	—	80	—	—	—	—	80	- 58
Luxembourg	—	—	—	40	—	—	—	40	- 35
Alabama	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Mosore	—	—	—	130	—	—	—	130	- 120
米國銑	—	—	7,470	—	—	—	—	7,470	+4,070
大陸銑	—	—	—	175	—	—	—	175	+ 175
雜	—	310	1,150	15	120	—	—	1,595	+ 20
合計	24,952	7,058	63,963	6,432	46,312	14,614	896	164,227	+8,221
前月比較	+7,532	-1,281	-7,641	-2,888	-3,144	-6,414	-2,075	-8,221	